

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針の改定を受けて

令和 2 年 4 月 14 日

西宮市長 石井登志郎

西宮市では、4月7日に特別措置法による「緊急事態宣言」が発令されてからも、新型コロナウイルスの感染者が増え続けており、事態の深刻さは日を迫うごとに増えています。

このようななか、兵庫県では、新型コロナウイルスの感染拡大防止等に向け、「緊急事態宣言」を踏まえた「兵庫県対処方針」を4月13日に改定しました。

市としては、これを受けて、下記のとおり、市民の皆さんの命と健康を守るための対策に、これまで以上に全力を挙げて取り組んでまいります。

市民・事業者の皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

(1) 休業要請について

兵庫県知事から、明日4月15日から5月6日までの間、遊興施設、大学・学習塾、運動施設・遊戯施設、劇場、集会・展示施設、商業施設などの事業者の皆様に対して、特別措置法に基づく休業等が要請されました。

これらの施設においては、速やかに、施設の使用停止及び催物の開催の停止をお願いします。

なお、本市では、感染防止を最優先とするため、4月13日より、留守家庭児童育成センターについては休所することとし、別途、学校との協働による預かり事業を開始しています。

また、開所を継続している保育所については、今後、保護者を雇用されている事業主の皆様、家庭保育についてのご理解・ご協力を求めるなど、さらなる取組みを検討してまいります。

(2) 人と人との接触を減らす取り組みについて

今回の緊急事態宣言では、人と人との接触を極力8割、最低でも7割減らすことが必要だと言われていています。

このため、市としても関係団体等を通じて、市内の事業者の皆様に対して、この取り組みがしっかりと実現されるよう要請していきます。

また、市役所自体も、明日15日以降下記の対策を講じることにより、感染予防対策を一層強化していきます。

①業務の優先順位の整理

各職場において、業務の優先順位を整理し、不急の業務については、可能な限り中止・延期等を検討します。また、市民や事業者の皆様が、できるだけ市役所等に来庁することなく手続きを済ませることができする方法を検討します。

②在宅勤務の推進

新型コロナウイルス感染症への対応業務やごみ収集等市民生活の維持に特に必要な業務、消防業務、医療関係業務を除き、原則として、班編成による交代制で在宅勤務を行うこととし、出勤する職員を極力減らす取り組みを推進します。

③時差勤務の推進

業務の性質上、止むを得ず出勤者が多くなる職場においては、職員の通勤時の混雑や職員同士の勤務時間の重複を避けるため、積極的に時差勤務を推進していきます。

このような体制で市の業務を進めていくために、市民・事業者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、市役所本庁及び支所、サービスセンター等への来庁は、必要不可欠な用務以外は、極力避けていただきますようお願いいたします。

やむを得ず来庁される場合も、できるかぎり 10時から16時までの間でお越しいただきますようお願いいたします。これ以外の時間帯は必要最小限の人員で対応してまいりますので、なにとぞご理解ください。

また、これにあわせて、市役所等に来庁せずとも済ませられる手続き等について、順次、ホームページ等でお知らせしていきます。

(3) 医療体制の維持について

国や県と連携し、引き続き感染拡大防止に向けた取組を着実に実施していきます。

今後の入院体制については、公的・公立医療機関等が連携しながら、病床の確保に努めてまいります。

また、患者がさらに増加した場合には、感染症対策を徹底したうえで、無症状者・軽症者の自宅待機等についても、県と調整を進めます。

～あらためて、市民の皆様へ

感染拡大防止のためには、私たち一人一人の行動がとても重要です。

市民の皆様には、「三つの密」を避けていただき、自らの健康をしっかりと守っていただくことをあらためてお願い申し上げます。

あなたの行動が、あなたの知らない間に、あなたの大切な人を感染させているかも知れません。今は緊急事態だという事を肝に銘じて行動してください。

いつもの毎日を一日でも早く取り戻すために、市民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。